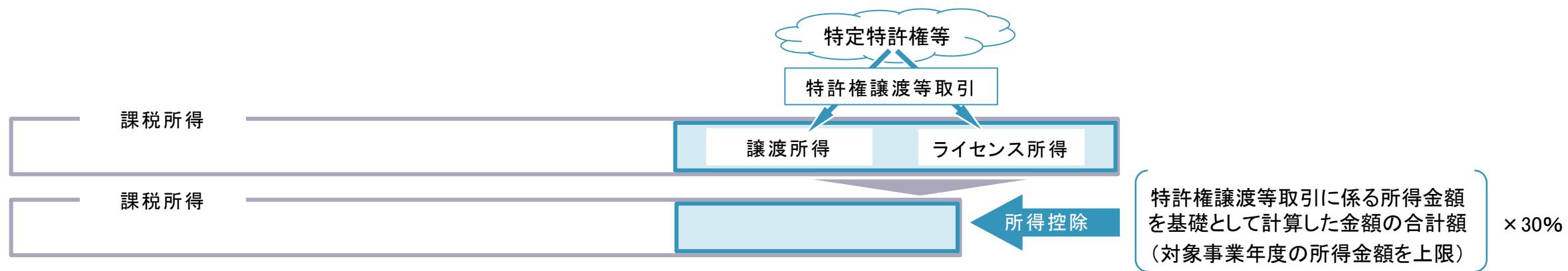


5 イノベーションボックス税制の創設

(1) 制度の概要

青色申告書を提出する法人が、令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度(対象事業年度)において特許権譲渡等取引(次ページ参照)を行った場合には、その特許権譲渡等取引に係る所得金額を基礎として計算した金額の合計額の30%に相当する金額の損金算入(所得控除)ができることとされました(措法59の3①)(※1,2)。

[イノベーションボックス税制のイメージ図]



※1 令和7年4月1日から施行されます(改正法附則1五)。なお、本制度に係る政省令は、令和6年5月20日現在において公布されていません。

※2 本制度は、確定申告書等に損金算入に関する申告の記載があり、かつ、次の明細書等の添付がある場合に限り、適用されます(措法59の3⑯)。

- (1) その損金算入される金額の計算に関する明細書
- (2) その損金算入される金額の計算の基礎となった取引に適用対象法人に係る関連者との間で行った特許権譲受等取引がある場合におけるその関連者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他一定の事項を記載した書類
- (3) その他一定の書類

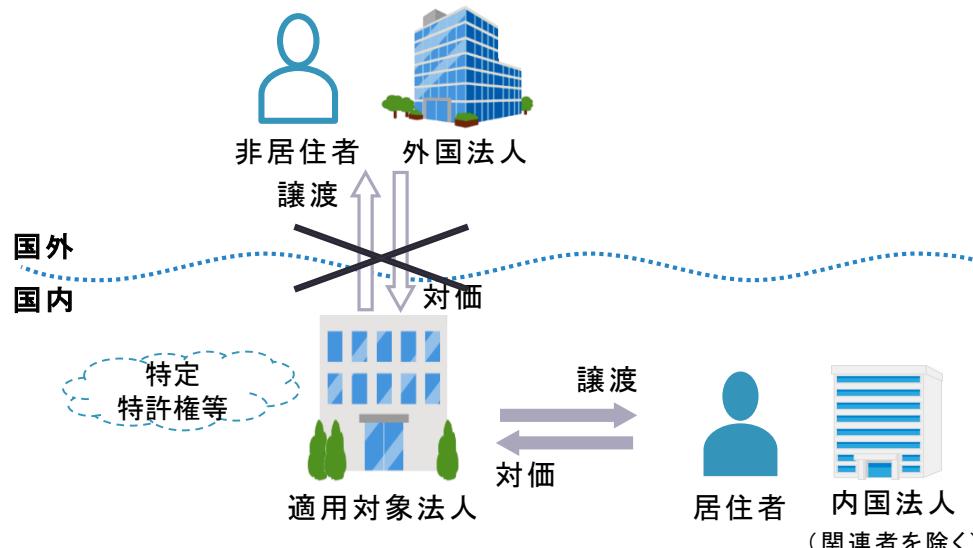
(2) 特許権譲渡等取引

特許権譲渡等取引とは、次のものをいいます(措法59の3①)。

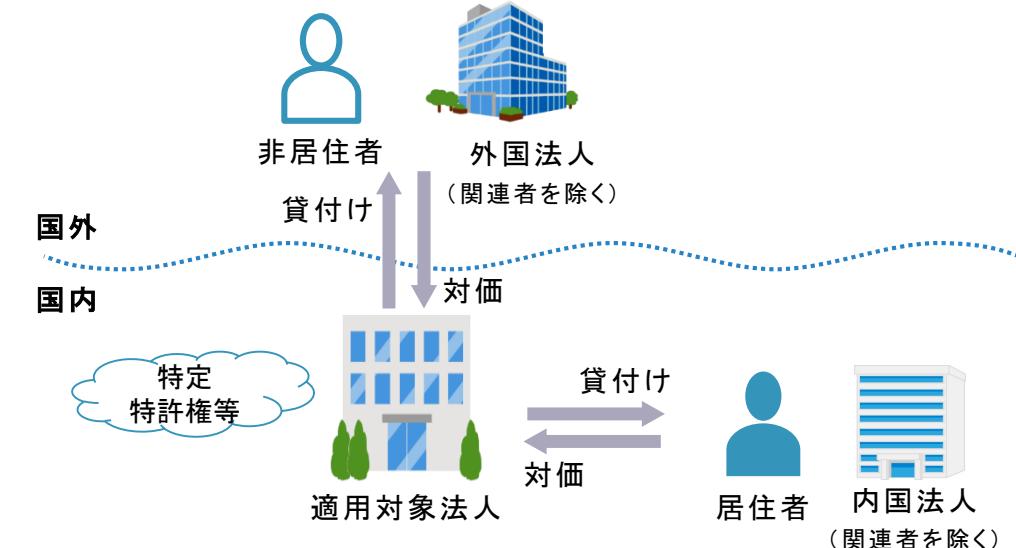
- 1 居住者又は内国法人(関連者(※1)を除きます。)に対する特定特許権等(※2)の譲渡
- 2 他の者(関連者を除きます。)に対する特定特許権等の貸付け(特定特許権等に係る権利の設定その他他の者に特定特許権等を使用させる行為を含みます。)

[特許権譲渡等取引のイメージ図]

① 特定特許権等の譲渡



② 特定特許権等の貸付け



※1 関連者とは、法人で、適用対象法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等(その他の法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数等の50%以上の株式等を直接又は間接に保有する関係その他の一定の特殊の関係のあるものをいいます(措法59の3②一)。

※2 特定特許権等とは、次のうち我が国の国際競争力の強化に資するものとされる一定のもの(適格特許権等)であって、適用対象法人が令和6年4月1日以後に取得又は製作をしたものをいいます(措法59の3②二)。

- (1) 特許権
- (2) 人工知能関連技術を活用したプログラムの著作物

(3) 所得控除額の計算

所得控除額は、次の金額のうちいずれか少ない金額の30%に相当する金額とされています(措法59の3①)。

特許権譲渡等取引(※1)に係る特定特許権等の全てについて、その特定特許権等に直接関連する研究開発に係る研究開発費の額とされる一定の金額が、令和7年4月1日前に開始した事業年度において生じていない場合(措法59の3①一イ)

対象事業年度が令和9年4月1日以後に開始する事業年度である場合(措法59の3①一イ)

上記以外の場合(措法59の3①一口)

【対象事業年度の特許権譲渡等取引ごとに次の計算式により計算した金額の合計額】

その特許権譲渡等取引に係る所得金額とされる一定の金額

分母の金額に含まれる
適格研究開発費の額(次ページ参照)の合計額

対象事業年度及びその対象事業年度前の各事業年度(※2)において生じた研究開発費の額のうち、その特許権譲渡等取引に係る特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額とされる一定の金額の合計額

その対象事業年度において行った特許権譲渡等取引に係る所得金額とされる一定の金額の合計額

分母の金額に含まれる
適格研究開発費の額の合計額

対象事業年度及びその対象事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度において生じた研究開発費の額の合計額

いずれか少ない金額

その対象事業年度の所得金額として一定の方法により計算した金額(措法59の3①二)

※1 特許権譲渡等取引以外の取引とあわせて行った特許権譲渡等取引(いわゆる、複合ライセンス契約)にあっては、その契約において特許権譲渡等取引の対価の額が明らかにされている場合のものに限ります(措法59の3①一イ)。

※2 令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限ります(措法59の3①一イ(2))。

(4) 研究開発費の額及び適格研究開発費の額

研究開発費の額及び適格研究開発費の額は、次のとおりとされています(措法59の3②四・五)。

研究開発費の額(※1)

適格研究開発費の額

→ 研究開発費の額のうち、次に掲げる金額以外の金額をいいます。

特許権譲受等取引(次ページ参照)によって生じた研究開発費の額(※2)(措法59の3②五イ)

適用対象法人に係る関連者(外国法人に限ります。)に委託する研究開発(※3)に係る研究開発費の額とされる一定の金額(措法59の3②五ロ)

適用対象法人が内国法人である場合のその適用対象法人の国外事業所等(※4)を通じて行う事業に係る研究開発費の額(措法59の3②五ハ)

- ◆ 研究開発に要した費用の額(次の金額を除きます。)のうち各事業年度において研究開発費として損金経理をした金額(措法59の3②四イ)
 - ・ 資産の償却費、除却による損失及び譲渡による損失の額(措法59の3②四イ(1))
 - ・ 負債の利子の額その他これに類するものとされる一定の金額(措法59の3②四イ(2))
- ◆ 各事業年度において事業の用に供した資産につきその取得をするため及びその事業の用に供するために支出した金額(上記の金額を除きます。)のうち研究開発に関連する部分の金額とされる一定の金額(措法59の3②四ロ)

研究開発(措法59の3②三)

- ✓ 新たな知識の発見を目的とした計画的な調査及び探求(次において「研究」といいます。)
- ✓ 新たな製品若しくは役務若しくは製品の新たな生産の方式についての計画若しくは設計又は既存の製品若しくは役務若しくは製品の既存の生産の方式を著しく改良するための計画若しくは設計として研究の成果その他の知識を具体化する行為

※1 研究開発費の額に充てるために他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額となります(措法59の3②四)。

※2 特許権譲受等取引以外の取引とあわせて行った特許権譲受等取引(いわゆる、複合ライセンス契約)について、その契約において特許権譲受等取引の対価の額が明らかにされていない場合には、これらの取引によって生じた研究開発費の額となります(措法59の3②五イ)。

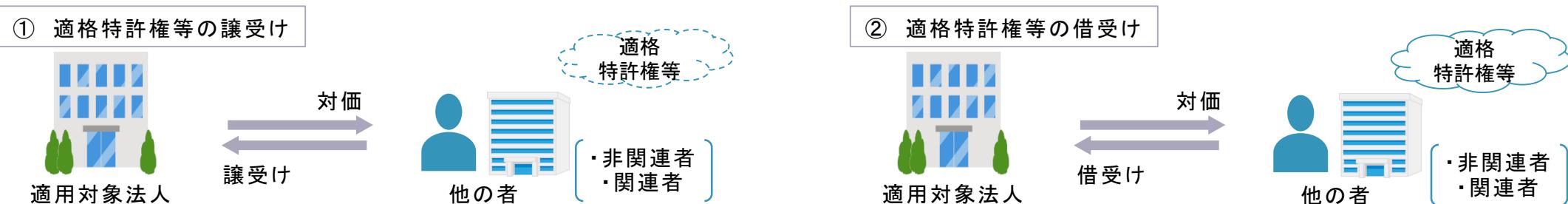
※3 委任契約その他の一定のものに該当する契約又は協定により委託する研究開発で、その委託に基づき行われる業務が研究開発に該当するものに限ります(措法59の3②五ロ)。

※4 国外事業所等とは、我が国が租税条約(恒久的施設に相当するものに関する定めを有するものに限ります。)を締結している条約相手国等(租税条約の我が国以外の締約国又は締約者をいいます。以下同じです。)についてはその租税条約の条約相手国等内にあるその租税条約に定める恒久的施設に相当するものをいい、その他の国又は地域についてはその国又は地域にある恒久的施設に相当するものをいいます(措法59の3②五ハ、法69④一、法令145の2①)。

(5) 特許権譲受等取引

- 特許権譲受等取引とは、次のものをいいます(措法59の3②五イ)。
 - 他の者からの適格特許権等の譲受け
 - 他の者からの適格特許権等の借受け(※1)
- 適用対象法人に係る関連者との間で特許権譲受等取引を行った場合(※2)に、その特許権譲受等取引につきその適用対象法人がその関連者に支払う対価の額が独立企業間価格(※3)に満たないときは、その適用対象法人のその事業年度以後の各事業年度における本制度の適用については、その特許権譲受等取引は、独立企業間価格で行われたものとみなすこととされています(措法59の3④)。
- また、関連者との間で特許権譲受等取引を行った場合には、所要の書類を作成し、税務当局からの求めがあった場合には遅滞なく提示し、又は提出しなければならないこととされているほか、更正期限を延長する特例、同業者に対する質問検査権、書類の提示又は提出がない場合の推定課税その他所要の措置が講じられています(措法 59の3⑦～⑯)。

[特許権譲受等取引のイメージ図]



※1 適格特許権等に該当する特許権に係る専用実施権の他の者による設定、特許を受ける権利に基づいて取得すべき適格特許権等に該当する特許権に係る仮専用実施権の他の者による設定その他他の者が適用対象法人に適格特許権等を独占的に使用させる行為を含みます(措法59の3②五イ)。

※2 その関連者との特許権譲受等取引を非関連者を通じて行う場合とされる一定の場合を含みます(措法59の3⑥)。

※3 独立企業間価格とは、特許権譲受等取引の対価の額について措法第66条の4第2項に規定する方法に準じて算定した金額(その特許権譲受等取引が同条第1項に規定する国外関連取引である場合には、同項に規定する独立企業間価格)をいいます(措法59の3⑤)。